

教員の負担軽減と働き方改革を求める意見書

長時間勤務の常態化が指摘される学校現場で、教員の働き方を見直す機運が高まっている。文科省調査によると小学校教員の約34%、中学校教員の約58%が週あたり60時間以上の勤務を行っている。一ヶ月に換算すると、過労死ラインの80時間を超え、教員の多忙化・激務化は数字の上でも明らかとなっており改善が求められる。

中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」が8月にまとめた緊急提言では、教育委員会や学校長に教員の勤務時間管理の徹底を求めたことで、今後整備が進むことが期待される。本市においても教員の出退勤管理にICカードを用いているが、教員の在校時間が増加してきた背景や原因を認識し教員の本務が果たされるよう対策をとらなければ働き方の抜本的な改善にはつながらない。

例えば、発達上の課題をもつ児童を支える指導への対応や価値観の多様化への対応、新学習指導要領における教科としての道徳や英語への対応、校務や中学校での部活動指導など多岐にわたっており、子どもの学力をつけ成長させるという教員本来の授業や生徒指導に専念できる環境を第一義にすることが必要である。

子ども達に行き届いた教育を進めるためにも少人数学級や教員の基礎定数の改善など学校現場の実態に基づき、教育の充実につながる早急な対策が講じられなければならない。

また、教員の超過勤務については職務と勤務態様の特殊性により昭和46年に成立した「教職員給与特別措置法」（給特法）によって給与額の4%が調整額として支給されている。そのため、時間外や休日等の勤務時間外に正規の仕事をして勤務手当は一切支給されていない。法律が定められた時期の職務内容や勤務を取り巻く状況は様変わりし今の社会状況に合わなくなっている。

よって国においては、教員の過密労働の改善と負担軽減のための施策と教員基礎定数の抜本的改善を図られるよう求める。

記

- 1 「学校における働き方改革に係る緊急提言」に基づく市町村や教育委員会への指導を徹底すること
 - 2 給特法を見直し一般公務員と同様に超過勤務手当や休日勤務手当の支給を検討すること
 - 3 教職員定数改善計画の早期策定を行ない、学級編制の標準の引下げを行うとともに、加配定数の基礎定数化を含む教職員定数の充実を図ること
 - 4 「文部科学省の部活動指導参考例」に沿った指導が行われるよう周知と指導をすること
- 以上、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。

平成29年12月22日

川口市議会 議長

内閣総理大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長
様